

議案第150号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。